

下 総 第 9 2 6 号
令和7年(2025年)7月1日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 戸 澤 昭 夫 様
同 井 川 典 子 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和3年7月12日付け監査報告第13号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項等について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

都市整備部公園緑地課

[指摘事項]

- (1) 老の山公園維持管理業務に係る契約事務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約としているが、当該随意契約にあたり、下関市契約規則第20条の規定による「契約を締結する前」及び「契約を締結した後」の各事項を公表する手続を行っていなかった。同規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

下関市契約規則第20条で公表が規定される随意契約となる委託業務については、執行何の際に当該委託業務名の一覧表を作成し、「契約を締結する前」及び「契約を締結した後」の公表についてスケジュールの作成及びチェックを行い、課内で共有することで、公表の遺漏を防止するように、令和4年度から事務を改めました。

[指摘事項]

- (2) 公園の占用を許可したにもかかわらず、下関市都市公園条例に基づく使用料を徴収していない事例や、占用する物件が該当しない区分の使用料を徴収している事例があった。

まず、使用料を徴収していない事例として、公園の上空を架線が占用する場合の使用料の不徴収が見受けられた。次に、占用する物件が該当しない区分の使用料を徴収している事例として、「高圧キャビネット」によって占用する場合に、同物件が該当しない「郵便差出箱、公衆電話所、警察署の派出所及びこれに附属する物件、天体、気象又は土地観測施設」を占用物件とする区分の使用料を徴収している。

下関市都市公園条例第14条第1項により、占用等の許可を受けた者は同条例の別表第3に定める使用料を納付しなければならないが、架線や高圧キャビネットによる占用のように同表に直接該当する項目がない場合は、同表中の「その他の占用」に該当し、別に市長が定める額を納付しなければならないが、市長は、架線や高圧キャビネットが占用する場合の使用料を定めていない。現行の条例では占用を許可された者は使用料を納付しなければならない旨が規定され、市は使用料を徴収する義務がある。条例の定めるところにより使用料が徴収されるよう、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

下関市都市公園条例別表第3「2公園を占用する場合」の「その他の占用」の取扱いについては、「共架電線その他上空に設ける線類」及び「その他のもの」に係る使用料を市長決裁により定め、令和4年度の申請に対するものから適正な区分で使用料を徴収するよう改めました。

[意見]

- (3) 公園施設の漏水、建具等の修繕のうち緊急を要するものについて、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)を適用し、一者選定による随意契約(以下「一者随契」という。)により、すべての修繕に係る契約を一業者と締結しているが、契約の相手方として当該一者を選定した理由が不明確と思料する。当該一者を選定した理由を、止水栓の位置などに詳しい業者でなければ対応が難しいためとしているが、漏水等の修繕に対応可能な業者は他にも存在することから、当該理由は、当該一者を選定する根拠として十分とは言い難く、選定の公平性に疑義が生じかねない状況と見受けられた。

下関市随意契約ガイドラインでは、「一者随契は、特定の相手方と契約を結ぶこととなり「公平性」を確保することが難しくなることから、その判断には、特に慎重を期する必要がある、どのような調査を行った結果、どのような理由で一者しかないと判断したのか等を具体的に明らかにし、「透明性」を確保する必要がある」とされている。

一者随契により契約を締結する場合は、客観的に適正かつ妥当と判断し得る理由等を明示されたい。

(改善措置状況)

漏水の修繕業務では、件数の多い水栓金具の取り替えについて、複数単価契約による業務委託を令和3年1月から開始し、緊急を要する当該業務についても、価格競争による業者選定を行ない公平性を担保するよう改めました。

令和5年度より、その他の建具等の修繕については、市内で対応可能な業者の一覧表を、水栓金具取替業務以外の漏水で緊急を要する修繕については、地区ごとに対応できる業者の一覧表を毎年度作成し、その都度、状況に応じて業者を選定し、伺いに選定理由を明示の上、契約を行うよう改めました。

以上